

- 議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について
- 議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について
- 議案第36号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について
- 議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第38号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について
- 報告第26号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について
- 報告第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
- 報告第28号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

- (会長) それでは、只今より令和7年第10回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名、欠席0です。そして農地利用最適化推進委員が10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしく願います。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。
- (会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、14番委員、15番委員を指名いたします。
- (会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。
- (会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第34号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局をお願いします。

(主事) **【議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

67番につきまして、1点補足になります。こちらの案件は、8月の総会で審議されたものにつきまして、3筆の所有権移転だったんですが、許可後にそのうち1筆の所有権移転を見送りたいという意向があり、取止届を9月に出していただいた案件です。それに伴い、8月総会で許可になりました3筆の許可全てが取消しという扱いになっております。

【受付番号56番】

(農地担当) それでは56番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) これは●●地区の農地の案件でございます。県道の●●線からの●●地区へのちょうど峠辺りの道横の農地の案件でございます。詳しくは地元推進委員の茅原委員からお願いします。

(茅原委員) 申請地は受人の実家のすぐ裏手にある小さい畑ですけれども、この度、渡人の意向よりまして、受人に耕作をしてくださいということで、それを受けまして今回申請となります。受人は、野菜等を作られておりまして出荷されております。耕作面積が●㎡となっておりますけれども、実際には●反弱ほど、田をこの度やってもらうように委託をされましたので、実際には●反ちょっとぐらい野菜等を作られております。この度の申請地も承知されましたら野菜等を作って、また出荷したいということでございます。地元としては何の問題ない案件と思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、56番は許可されました。

【受付番号57番】

(農地担当) つきまして57番、赤浜の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(2番委員) 場所的には●●から赤浜に行きまして、工業団地の手前の辺りになります。受人は去年、

家と土地を購入されたんですが、畑は申請されていなかったということで今回その申請となります。詳しい説明は、地元推進委員の高尾さんをお願いしたいと思います。

(農地担当) 高尾委員お願いします。

(高尾委員) 場所は2番委員のお話のとおりです。渡人は奥さんが亡くなったので、1人で大きな家の管理ができないため、家を昨年、受人に売りました。昨年、畑が売れなかったのですが、今回の名義変更ができたので畑を買ってもらうようになったんですが、無償でいいからということでお渡しました。受人は、住所が●●市と●●市と2つあるんですが、仕事の関係で住所変更をしたということです。職業がら、住所を住んでいる所に変えないといけないので、こちらの土地へは奥さんと子供が学校へ行くために住んでいます。受人は●●市から毎週帰って、土・日に畑を荒らさずに管理をしています。畑は家の前にあります。現在、野菜を植えています。機械等の所有状況ですが、耕運機、草刈機を渡人から無償でいただいたそうです。周辺地域への支障はありませんので、ご審議よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。57番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、57番は許可されました。

【受付番号58番】

(農地担当) 続きます58番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) こちらは●●の周辺にある、住宅地のそばにある小さな畑です。渡人は、●●市に住んでいます。実家の土地であります。実家にはもうどなたも住まれていない状態で、渡人は地元にある土地を手放したいということで、どなたかいないかなという時に、この受人の家が渡人の実家の近くにありまして、この畑から徒歩1分もかからないような近くの畑ですが、農業もされております。受人が所有権移転の申請を出されまして、今回の申請になっております。所有権移転に伴う調査項目に全て問題がなく、地元といたしましては問題のない案件と考えておりますので、ご審議の方をよろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、58番は許可されました。

【受付番号59番】

(農地担当) 続きまして59番, 北溝手の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) この場所は●●線の●●駅から西へ●mぐらい行った辺りの水田がいっぱいある中の1つであります。受人と渡人は叔父と甥という親戚ということで, 受人のお兄さんの息子が渡人ということで, 受人のお父さんは, 若いうちに亡くなられて, 田の方はほとんど受人がしていたということですが, 名義が1つ, 渡人の土地がありまして, それがこの申請地です。ここは長い間, ●●町でたくさん米を作られている方がされていたということなんですが, もうやめられるということで, 渡人から受人の方に相談があり, 作ってもらえないかということで, 作ることになったということです。受人はトラクターとかコンバインと田植機, 軽トラ等一式, 農機具は揃っております。何も問題ないと思いますが, ご審議の方よろしくをお願いいたします。

(農地担当) 受人の居住地区●●地区の調査をしていただいております。また, 耕作地に関しまして, 他地区で調査いただいております。何か発言等ございましたらお願いいたします。では, 石尾推進委員よろしくお願ひします。

(石尾委員) 今ほど受人についてお話のあったとおりですが, 長年水稻をされていて, 自宅から耕作地まで5分と短いので何ら問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

(農地担当) 永野推進委員, 補足がございましたらお願いいたします。

(永野委員) 丁寧に作られているので何も問題はありませぬ。審議のほど, よろしくお願ひします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませぬでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 59番は許可されました。

【受付番号60番】

(農地担当) 続きまして60番, 久代の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) 今回の案件ですが, 渡人は●●市に住んでいるんですけど, 生まれが久代の方で, 相続でこの土地をもらっていたんですけどもう高齢ということで, 誰か買ってくれる人はないだろうかということで, 地元の推進員の方に相談がありまして, その田はずっと受人が耕作されているので, ずっと耕作をしていただけるので買っていただけるかなということで, 依頼をして無理やり買っていただきました。そんな経緯で渡人も●歳と高齢でありますし, もう後々のことを考えて, 久代にこの田が残っているのて, 将来的に気がかりだというこ

とで、どうしても処分したいということで受人に買っていただくようになりました。受人の方も地元で●町かされている大規模の農家なので、従業員の方もいらっしゃるという専業でされている方なので、これからもずっと作っていただけたと思いますので審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは竹内推進委員、補足があればお願いします。

(竹内委員) 今の説明通りでございまして、受人は手広くやってらっしゃいますので、なんら問題ないと思いますので、よろしく審議ください。

(農地担当) 受人の耕作地区●●地区の調査をしていただいておりますが、委員の方から何か特別に発言ございましたら挙手の上お願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) はい、特に無いようですので、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、60番は許可されました。

【受付番号61番】

(農地担当) 続きまして61番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) 当該農地でございますが、総社となっているんですけれども、ほぼ●●側、線路沿いで●●駅に近い、住所上は総社なんですけれども、地区境の水路の近くにある農地でございます。今回の案件ですが、この番地のすぐ隣地を受人が耕作されております。この当該農地自体は作付けが行われていないんですけれども、そのすぐ隣接する受人が作ってるところはきちんと作られております。そこと一体管理となるようでございますので、問題のないものかなと捉えております。詳しくは13番委員にお願いできればと思います。

(13番委員) 受人と渡人は、家は2、3軒隣の近所の方なんですけれども、渡人が高齢で今、施設に入られて家には住んでいないということで空き家状態ですが、娘さんが2人いて、1人●●●●に住んでおられる次女の方が家の管理をしているそうです。申請地ですが、その周りを囲うように受人が耕作をされておまして、その中の一角にこの農地があります。数年作られてないみたいで、草は結構生えておりました。そこに畦があるんですけれども、今年自分の作っている田の稲刈りが終わったら、畦を全部取ってしまって1枚の田にして作ろうと思っておられるということで、他にも結構水田を作られているんですが、問題なく作られているので、この案件も問題ないと思います。無償でもいいから作ってくれと言われ

たそうですけれども、いづらかお支払いするという事で納得済みで土地の方を分けられたということでもあります。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

(農地担当) それでは永野推進委員、補足があればお願いします。

(永野委員) 今草がたくさん生えていて、そこを草刈りをしてから耕作できるようにするという事で、支障は何もないと思います。よろしく審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、61番は許可されました。

【受付番号62番】

(農地担当) 続きまして62番、清音柿木及び三因の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員) 今まで畑として使用されていた土地を購入し、新規営農をしたいと考えられています。地域の先輩方に教えていただきながら、野菜や水稲などをする予定です。将来的には、野菜、水稲の経験を踏まえてから拡大することも検討したいと、今回購入した土地でどんな作物が得意なのかチャレンジしたいと考えておられます。後々、いろんな野菜作りに挑戦をしたいとおっしゃっています。近所の●●さんと一緒に耕作し、経験を積み重ねていきたいということです。大型農機具は●●さんから借りることを予定されています。地元としましても若い方の新規就農を応援したいと思います。ご審議よろしくお願いします。

(農地担当) それでは12番委員、お願いします。

(12番委員) 今、9番委員から説明がありまして、この柿木の土地も田んぼのど真ん中でございまして、何ら問題ございません。話がありましたように、前任者や先輩の方の指導を得て、今まで経験はありませんが、勉強されているということで、大いに期待をしているところでございます。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、62番は許可されました。

か。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号64番】

(農地担当) 続きまして64番、井尻野の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) 井尻野の●●の東の入口の道からちょっと南へ行ったところで、ほぼ市街化となるところの一角に、野菜畑を●町弱ほど作っているところがあるんですけども、その中の1箇所でございます。ほぼ市街化なんですけど、ここで野菜を作っているのはほぼ今回のこの受人でございます。もう40年、50年、野菜専作で専業農家をされております。今回の申請地ですけども、実質は受人の農地に囲まれている農地でございます。実管理も受人の方がされております。今回、所有権移転ということですが、地元としては何も変わることもございませぬし、非常にちゃんと営農する方というのは存じ上げておりますので問題ないものと捉えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませぬでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。64番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、64番は許可されました。

【受付番号65番】

(農地担当) 続きまして65番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) 渡人は、申請地の一番端っこの方をブロックでちゃんと境目をして、その境をした一部ちょっと残ったところを受人に譲るということです。というのが受人がその北側の隣接した畑を持っておられるので、隣接したところなんで、受人に譲るという形になっています。受人は高齢ですけど、すぐ隣の方に娘さんのご夫婦がいらっしゃって、将来的には管理していただけるんじゃないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは竹内推進委員、補足がありましたらお願いします。

(竹内委員) ただいま説明のとおりでございまして、私の方から特段申し上げることはございません。よろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませぬでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。65番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、65番は許可されました。

【受付番号66番】

- (農地担当) 続きまして66番、下倉の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) この件は宅地も買ってありますし、非常にあの真面目な方というようなことを聞いております。詳細につきましては、杉岡委員の方からお願いいたします。
- (農地担当) それでは杉岡推進委員、お願いいたします。
- (杉岡委員) この件は空き家対策の件で、名古屋の方が空き家を購入したいということで申し出があり、こちらに移住してきて、田とか畑、野菜作りとかをやりたいということで、田と畑が許可になれば家の方も購入するという事です。渡人は、旦那さんが3、4年前に亡くなられて、息子さんは●●の方に出ておられて1人暮らしです。買われる家というのは、渡人の実家がすぐ隣にあります。ですから、今2件管理しているような状態です。実家の方の田と畑があるんですけど、田について、この2筆はシルバーが草刈等をもう30年やっておられます。一応、田としては雑草が生えてどうのこうの言うことはないようにしてまします。それで畑につきましては、1番大きな畑の面積のところには、梅といちょうの木とかそういったものが植わってしまっていて、私が3年ぐらい前に依頼がありまして、そのいちょうの木とかそういったものは一応伐採してあります。残ったものは、キウイとか梅とかそういったものが畑の方に植わってあって、後の2筆の畑については荒らさずにちゃんと草取り等をしています。この畑のすぐ上が山林ですので、そこの境はきちとされています。この田については、受人と話したんですけど、田をやる場合には、ここは水路がもう埋まっています、もう40年ぐらい前から田としての機能、水路を使つての機能はないので、持ち主だった方が谷川からポンプでこの田に水を入れていました。その方が亡くなられてからは、もう水路が壊れていますので、耕作できない状態になっています。でも田をやりたいということなので、私が預かっている田のすぐほとりに、同じように何十年も草刈りだけやって田としての管理ができています。もう1筆も、渡人の名義になっていますけど、2筆が活用できるような水路はありますので、その筆を追加で来月出して、田んぼとして稲作作りも始めたいということです。機械につきましては、受人が持つておられる機械をいただいたりしてやるそうです。トラクターとか大きな物は追々買い揃えていくということで、電話でしかお話ししていませんけど、かなり意欲は持つておられます。その手助けとして兄弟の方がこれから開墾というんですか、もう何十年も耕していません

から、そういったことも手伝って一緒にやっていきたいという希望を持ってこちらの方に移住してこられるそうです。審議の方よろしく願いいたします

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。66番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、66番は許可されました。

【受付番号67番】

(農地担当) 続きまして67番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件につきましては、冒頭に事務局から連絡がありましたように8月の委員会で承認を受けておりました。ですが、畑を除外したいということでこの3筆を全て取り下げられて、今回、田の2筆が出てきたということです。今流動化をかけてきちんと管理されておりまして、受人も担い手として耕作されておりまして地元としても問題ないと思っておりますので、どうぞご審議よろしく願いいたします。

(農地担当) それでは長代推進委員、補足があればお願いします。

(長代委員) 補足はございません。審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。67番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、67番は許可されました。

【議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第35号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号8番】

- (農地担当) それでは8番, 下原の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が宅地, 南が宅地, 北が宅地となります。転用した場合, 特に周辺農地への影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (7番委員) 先ほど現地調査の結果を話してくれましたが, そのとおりになっておりまして, 特に問題はないと考えておりますけれども, 詳しいことは地元の推進委員からお願いしたいと思います。
- (渋江委員) 先程の現地調査でもありましたけれども, 基本的にこの農地が住宅地, ●●の南●mぐらゐの住宅地の中にある畑でございます。実際は是正案件でございまして, 約●年前に納屋が建っていて, 地面は完全にコンクリートで被覆されておりまして, 建物がずっと建っていた状態。申請に至りましたのは, 西日本豪雨の災害の時に工事解体で全てその建物がなくなり, コンクリート被覆だけが残った状態がしばらくあったんですけれども, 相続の関係があったりということで, 今回きちんと届出をしましょうということで是正案件としてお話が上がっております。実際には建物が今は無くなっています。現在の実際の最新の状態としては, シャッター式の収納庫, 基礎の無い2坪ぐらゐの倉庫が隅っこに置いてある状態です。東側に畑がありますけれども, 農業に関する影響は特にございません。排水, 日照, 通風も特に問題はないだろうと思っておりますので, ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。なお, 本件につきましては是正案件のため始末書が添付されております。
- (農地担当) これらの件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。8番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 8番は許可されました。

【議案第36号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第36号, 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) 【議案第36号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号24番】

- (農地担当) それでは24番, 井手の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 現況は, 東が道路, 西が宅地, 南が宅地, 北が宅地です。転用した場合, 特に周辺農地への影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) ●中学校から東南に●m弱ほどいったところで分譲化されているところの, 最終のようなどころでございます。詳しくは地元の最相委員からお願いします。
- (最相委員) この土地については, 周りがみんな宅地になっていまして, 1区画だけ余っていたところで, 農業については全く問題ないという状態なんで, 特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。24番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 24番は許可されました。

【受付番号26番】

- (農地担当) 続きまして, 26番, 福井の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 現況は, 東が宅地, 西は畑, 南は宅地, 北は宅地です。資材置場にされるということで, 周りが宅地で家が近いので, なるべく家から遠くに資材を置くような格好で, 近くまでされると色々問題が出るんじゃないかという意見が出ました。
- (農地担当) それでは地元委員の説明をいたします。
- (3番委員) 当該地でございますが, 福井の集落のちょうど真ん中あたりが●●で分断されたところの南でございます。詳しくは地元推進委員でございます茅原委員, よろしくをお願いいたします。
- (茅原委員) 申請地の現況は, 草が伸びて, もう足を踏み込めないぐらいの状況なんですけど, その申請地の南側が宅地となっております, かつてはこの宅地の裏側にあった小さい畑の跡かなと思っております。その宅地の方ももうだいぶ以前から空き家になっておりまして, 家も畑も荒れた状態となっております。この度, 受人が購入されまして資材置場にすると

ということですが、今回の申請地とその南の空き家も一緒に購入されまして、資材置場として一体利用するという事です。先ほど話のありましたとおり、すぐ北側に宅地が隣接しておりますので、目の前が資材置場になるということで、若干懸念もありますけれども、周辺農地への影響としては無いものと見ております。この度の申請地の東側が、現況は違反転用というか、倉庫が建っております、これを取り巻くように細い農道がぐるっと取り囲んでいるような状況で、周りに擁壁をされて土砂の流出を防ぐということと、排水については問題ないと思います。西側に少し畑があるんですけど、全く問題ないですし、その横は神社の敷地になりまして問題ないと思います。地元としては別に問題がないと思っておりますので、ご審議よろしくお願いたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員) 進入路はどうなるのでしょうか。

(茅原委員) 進入路はですね、南側にそんなに大きくはないですけど、道路がずっとありましてそこからになります。

(14番委員) 資材置場ということですけど、これは道の幅が広いんですか、狭いんですか。要するにどういふふうな車利用での資材置場になるのか。

(茅原委員) 道としてはそんなに広くはないんですけど、車は入れるぐらいの広さがあります。ですが、2トン、4トンは入らないと思います。

(14番委員) 軽四ですか。

(茅原委員) 普通車までは入るとは思うんですけど。

(14番委員) 軽四トラックでの荷物の搬入の指導はするんですか。

(茅原委員) どんな資材が入るかまでは確認はしてないですけど、道が広くないのは確かです。あまり大きいトラックは入らない。

(農地担当) ちなみに質問の意図は何でしょうか。

(14番委員) 道が広くないのに、路肩を壊したりする可能性はどうなんですかね。2トンとかが入ってくるのに、路肩を壊してまで入られたら地元の方が困ると思うんですけど。

(農地担当) 現況からの話ですけど、今回申請地の南の宅地と同時の使用というのと含めまして、先ほど茅原委員からの説明ありましたように、隣地が既に雑地化しておるところでございます。その関係もあるのと、申請の方で進入の通路等も、今言った南の宅地部分を通して入るような計画が出ています。というのがまず説明ですけども、おそらく今14番委員がおっしゃられてるのは、今回の申請地に入るまでの、既存農地の路肩を崩したりとかそういう影響が懸念されるってということだと思われま。この発言を残していきましようか。実際、田じゃない状況っていうのもあるんですけども、今回この議案について、進入の

道が細い関係もあるので、進入に至る農地の路肩を崩すとかいう影響がないようにというのを申し添えて、許可になる場合は許可書交付ということではいかがでしょうか？

(14番委員) そうですね。

(農地担当) 14委員から質問のありました、露天資材置場の進入に関して、1つ東側の農地の横の道幅、要は路肩が落ちたり、農地の方に影響が起きる懸念があるかどうかという話でございます。できれば、今月の総会では一旦、この件を保留とさせてもらいまして、進入に関してどう考えておられるかというのをお聞きした後に、来月総会にもう一度と考えております。入る車のサイズもそうですし、大きいものを考えているのであれば東側の農地の進入確保っていうのも出てくると思いますので、一旦、今月保留とさせていただこうかと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) はい、それではこの件、今総会としては保留で、申請人にさらなる聞き取りを行うようにいたします。というわけで26番は保留でお願いいたします。

【受付番号27番・29番】

(農地担当) それでは27番、久代の件ですが、29番と関連ございますので一括審議とさせていただきます。27番、29番ともに久代の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、27番は東が畑、西が宅地、南は水路と道路、北が畑です。29番は、東が宅地、西が宅地、南は畑、北が宅地です。管理の方はちょっと雑草が多くなっておりまして。境界部分もちょっと分かりにくかったです。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) 27番の受人は親子の関係になります。久代の分譲地というのか、●区画に別れるように売り出されていたのを買われるということです。娘さんが●●に住んでいるということで、娘さんの近くに行って探していたら、この土地があったということです。29番はその案件に伴って、その北側の宅地に行くのに、間にある畑を通過していたということで、渡人と受人も親戚関係にあって、受人へ譲り渡すということです。近くに2件、新しい家が建っていて、今回1件出てあと残りが3件、分譲できるかなというところなんです。小学校の●mぐらい西にあって、住むにはいい所かなと思いますので、住民が増えるということで喜ばしいと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) 補足がありましたら竹内委員、お願いします。

(竹内委員) 特段申し上げることはございません。現状はちょっと草が生えている畑ではあるんですけども、宅地になっていくんだろうと思います。よろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。29番につきましては、是正案件のため始末書が添付されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。27番、29番これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番30番】

(農地担当) それでは30番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が畑、北が畑です。現地は草が生えておりました。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) 申請地は●●から●号線を●●方面へ●mほどいったところを、●●の方へ左折した先に宅地化が進んでいる地域です。地元としては特に問題ないと考えておりますが、詳しくは高谷委員より説明をお願いしたいと思います。

(高谷委員) 周辺の現況については、今話のあったとおりであります。農地への影響ということで用水につきましては、近くに家がありまして、それを南東から水路がずっと田の方に来ています。その水路から周りの水田へ入っていくということで、問題はないですけど、1件だけ田が水路から離れてますんで、この水路については以前からとおし田になったような形で入れていくということで、そちらの方も問題ないと思います。排水につきましては、西側の道路の西側に水路がありまして、そちらの方へ排水をしていくということです。日照については1階建てであまり高くないので問題ないと思います。土砂の流出等については、境界部分にブロックを設置するというので、全体的には問題ないと思いますので審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。30番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、30番は許可されました。

【受付番25番】

- (農地担当) それでは25番、西阿曾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が雑種地、南が道路、北が原野です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) 申請地は台帳の上では農地となっておりますが、現況的には永く耕作放棄地の状態が続いておりました。隣地は雑種地になっておりまして、この雑種地を受人が駐車場として利用するという事で造成をしたんですけれども、その際に誤ってこの申請地も一緒に造成をしてしまったと聞いております。このことへの是正として、今回の申請に至ったものということでありまして。周辺農地への影響は考えられないので、地元としては申請はやむを得ないものと考えております。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。一時転用期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までになります。なお、本件は是正案件のため始末書が提出されております。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。25番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、25番は許可されました。

【議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第37号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) 【議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請について朗読】
なお、このことについては、令和6年7月10日付で許可したものです。この度、事業計画変更承認申請書が提出されましたが、事業計画に関する変更はなく、工期のみの変更となります。詳細につきましては、隣地農地の所有者と境界の施工について協議の時間を

要した結果、収穫後に施工する計画に変更になったことに伴い、当初工期から変更後工期に変更になるものです。なお、現在工事進捗状況としては造成完了、北側のブロック用壁が未済という状況になっております。

(農地担当) 今、事務局から説明ありましたとおり、工期の変更のみでございます。説明ありましたように、稲刈り後に工事をするというところでございます。地区の委員さん、工期の変更だけですけども、何かございましたらお願いいたします。1番委員、何かありますか？

(1番委員) 特にありません。地元の推進委員も特に問題なしと言われていました。

(農地担当) 他に何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(農地担当) なければ採決いたします。原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【議案第38号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第38号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第38号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号1番】

(農地担当) それでは1番、井手の件について、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 既存水路があるんですけども、図面上の水路がそこちょっとずれている関係で、新しく水路を付け替えるというのですが、既存水路を排して新しく付け替えた水路が今既にある水路のような形です。実際、図面と既に現況が違うということもございます。なので、こうならざるを得ないかなとは思いますが、地元の最相委員にもお調べいただいておりますけれども、そういった感じになりますよね。

(最相委員) ここは水路が結構入り混じってまして、現在ある水路というのはもう既に変わった水路になっているようです。その水路を使って南側の田への給水ができるようになってるし、それから、東側にも田があるんですが、そちらはまた別な水路から入るようになっていきますので、この申請によってなんら問題を起すようなことはないと思います。大丈夫だと思います。

(農地担当) この図面に残っている水路を図面上廃止するみたいな形かなと思います。最相委員からお話がありましたように、現況としては全く問題がない状況になっております。この件

につきまして、何かご質疑ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) 無ければ今回の申請どおり、用途廃止申請を行っても周辺営農上問題なしと回答をさせていただきます。

【報告第26号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第26号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第26号 報告書について朗読】

【報告第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第27号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第27号 報告書について朗読】

【報告第28号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第28号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第28号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 24ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が12件、4条関係が1件、5条関係が6件、1件が保留となっております。また、農地転用事業計画変更承認について、1件原案通り承認、公共財産の用途廃止申請に伴う意見について、用途廃止を行っても周辺営農上問題なしと回答させていただきます。以上で日程第3付議事件の審議を全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありませんか。

(3番委員) 1点ちょっとお願いがございます。先日、●●の方を通じまして、農地の紹介依頼が私のところに入りました。はっきり言いますと、総社市のどの辺りでもいいので、野菜と米が作れるところをとりあえず●h aほどという話でございます。現状で言うと、まとまっていなくても、ある程度離れていても構わないんですけど、さすがに1枚ずつが1km、2km離れているとかではない方がいいんですけど、同じ部落ぐらいにまとまっていればいいがなという話が出ております。話の大元は、●●県の農事組合法人で現在●h aぐらい、米、野菜をやっております農事組合法人でございます。●●県の農事組合法人からなぜうちに話が来たかということですが、その作型的に南の方で作りたいたいというのが1点と、その農事組合法事さんの取引先の1つが総社の●●です。ということもありまして、総社市で野菜、米の生産の基盤を1つ作りたいたいという相談が出ております。●月の中旬頃に向こうとこちらの●●とその農事組合法人が一緒に来られるそうなので、皆さん、どの地区でもいいので、いい農地が空いてるよという情報がありましたら教えてください。●h aぐらいまとまっていれば言うことはないんですが、そこまで贅沢は言わない。とりあえず●h a、ただ水稻ばかりじゃなく、野菜作と半々ぐらいで考えているらしいので、なんなら水が入りにくい、水持ちが悪いとかいうところも含めて紹介いただけたらなと思っております。急ぎません。来月総会ぐらいまででいいので、この辺あるよとかいうのを教えてもらえたら幸いですので、よろしく願いいたします。

(委員) それは購入ではなく、貸借という形ですか。

(3番委員) とりあえずは貸借になると思います。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時35分